

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年 5 月 8 日
【会社名】	株式会社多摩川ホールディングス
【英訳名】	TAMAGAWA HOLDINGS CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 榊沢 徹
【本店の所在の場所】	東京都港区浜松町一丁目 6 番15号
【電話番号】	03(6435)6933(代表)
【事務連絡者氏名】	経営管理部マネージャー 後田 晃宏
【最寄りの連絡場所】	東京都港区浜松町一丁目 6 番15号
【電話番号】	03(6435)6933(代表)
【事務連絡者氏名】	経営管理部マネージャー 後田 晃宏
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 114,328,002円 新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額 4,648,174,002円 (注)新株予約権の権利行使期間に行使が行われない場合、新株予約権者とその権利を喪失した場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は減少いたします。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行新株予約権証券】

(1)【募集の条件】

発行数	14,439個(新株予約権1個につき普通株式1,000株)
発行価額の総額	114,328,002円
発行価格	1個につき7,918円(本新株予約権の目的である株式1株あたり7,918円)
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	平成26年5月29日(木)
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	株式会社多摩川ホールディングス 経営管理部
払込期日	平成26年5月29日(木曜日)
割当日	平成26年5月29日(木曜日)
払込取扱場所	株式会社りそな銀行 新都心営業部

- (注) 1. 本有価証券届出書による株式会社多摩川ホールディングス(以下「当社」といいます。)第5回新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。)に係る募集(以下「本第三者割当」といい、本第三者割当による資金調達を、「本資金調達」といいます。)は、平成26年5月8日開催の当社取締役会において決議されております。
2. 申込方法は、総数引受契約を締結し、払込期日に上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払込むものとします。
3. 払込期日までに本新株予約権の割当予定先との間で総数引受契約を締結しない場合は、本新株予約権に係る割当ては行われなないこととなります。
4. 本新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。
5. 本新株予約権の発行は、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とします。

(2)【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式 当社普通株式の内容は、完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。単元株式数は1,000株である。
------------------	---

<p>新株予約権の目的となる株式の数</p>	<p>1. 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式14,439,000株とする。本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「割当株式数」という。）は、当社普通株式1,000株とする。但し、本欄第2項及び第3項により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。</p> <p>2. 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄の規定に従って行使価額（別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄に定義する。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄に定める行使価額調整式における調整前行使価額と調整後行使価額とする。</p> $\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>3. 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</p> <p>4. 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始以降速やかにこれを行うものとする。</p>
------------------------	---

新株予約権の行使時の
払込金額

1. 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
2. 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株あたりの出資される財産の価額(以下「行使価額」という。)は、314円とする。但し、本欄第3項の定めるところに従い調整されるものとする。

3. 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する(以下、調整された後の行使価額を「調整後行使価額」、調整される前の行使価額を「調整前行使価額」という。)

$$\begin{array}{rcccl} \text{調整後} & & & & \text{新発行・} & & \text{1株あた} \\ \text{行使価} & = & \text{調整前} & \times & \text{既発行} & + & \text{処分株式} & \times & \text{りの} \\ \text{額} & & \text{行使価} & \times & \text{株式数} & & \text{数} & & \text{払込金額} \\ & & \text{額} & & & & & & \text{時価} \\ & & & & & & & & \text{既発行株式数 + 新発行・処分株式数} \end{array}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本欄第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(当社普通株式の交付と引換えに当社に取得され、若しくは当社に対して取得を請求できる証券、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券又は権利の取得、転換又は行使による場合を除く。)調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、また、募集のための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

当社普通株式の株式分割又は当社普通株式の無償割当をする場合調整後行使価額は、当該株式の分割又は無償割当のための基準日(無償割当のための基準日がない場合には当該割当の効力発生日とする)の翌日以降これを適用する。

本欄第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付と引換えに当社に取得され、若しくは当社に対して取得を請求できる証券を発行(無償割当の場合を含む。)する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利を発行(無償割当の場合を含む。)する場合(但し、当社取締役会の決議に基づく当社取締役及び当社従業員並びに当社子会社の取締役、従業員及び社外協力者に対するストックオプションとしての新株予約権を発行する場合を除く。)

調整後行使価額は、発行される証券、新株予約権又は権利の全てが当初の取得価額で取得され又は当初の行使価額で行使され、当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、かかる証券若しくは権利の払込期日又は新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の割当日の翌日以降、また、募集又は無償割当のための基準日がある場合にはその日の翌日以降これを適用する。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使

	<p>価額を算出する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。</p> <p>(4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。</p> <p>行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(終値のない日数を除く。)の株式会社東京証券取引所JASDAQ市場における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、単純平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。</p> <p>行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受け権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式数を控除した数とする。</p> <p>(5) 本欄第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。</p> <p>株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額</p>	<p>金4,648,174,002円</p> <p>(注) 行使価額が調整された場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は増加又は減少する。また、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少する。</p>
<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額</p>	<p>1. 本新株予約権1個の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、321,918円(本新株予約権1個の発行価格と新株予約権の行使に際して払い込むべき金額を合計した金額)を、当該行使請求の時点において有効な割当株式数で除した金額となり、本新株予約権複数個の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求の対象となった本新株予約権の数に321,918円(本新株予約権1個の発行価格と新株予約権1個の行使に際して払い込むべき金額を合計した金額)を乗じた金額を、当該行使請求の時点において有効な割当株式数に当該行使請求の対象となった本新株予約権の数を乗じた数で除した金額となる。</p> <p>2. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。</p>

新株予約権の行使期間	<p>平成26年5月29日から平成28年5月28日までとする。なお、行使期間最終日が営業日でない場合はその前営業日を最終日とする。但し、以下の期間については、行使請求をすることができないものとする。</p> <p>当社普通株式に係る株主確定日（株式会社証券保管振替機構「株式等の振替に関する業務規程」に規定するものをいう。）の3営業日（振替機関の休業日等でない日をいう。以下同じ。）前の日から株主確定日までの期間</p> <p>振替機関が本新株予約権の行使の停止が必要であると認めた日</p> <p>別記「組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」欄に定める組織再編成行為をするために本新株予約権の行使の停止が必要である場合であって、当社が、行使請求を停止する期間（当該期間は1か月を超えないものとする。）その他必要事項を当該期間の開始日の1か月前までに本新株予約権の新株予約権者に通知した場合における当該期間</p>
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<ol style="list-style-type: none"> 1. 新株予約権の行使請求受付場所 株式会社多摩川ホールディングス 経営管理部 2. 新株予約権の行使請求取次場所 該当事項はありません。 3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社りそな銀行 新都心営業部
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<p>当社は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条第2項（残存する本新株予約権の一部を取得する場合は、同法273条第2項及び第274条第3項）の規定に従って、当取締役会が定める取得日の2週間前までに通知又は公告を行った上で、当該取得日に本新株予約権の払込金額相当額を支払うことにより、残存する本新株予約権の一部又は全部を取得することができる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。

<p>組織再編成行為に伴う 新株予約権の交付に関 する事項</p>	<p>当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転（以下「組織再編行為」と総称する。）を行う場合は、当該組織再編成行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割継承会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社（以下「再編当事会社」と総称する。）は以下の条件に基づき本新株予約権に係る新株予約権者に新たに新株予約権を交付するものとする。</p> <p>(1) 新たに交付される新株予約権の数 新株予約権者が有する本新株予約権の数をもとに、組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1個未満の端数は切り捨てる。</p> <p>(2) 新たに交付される新株予約権の目的である株式の種類 再編当事会社の同種の株式</p> <p>(3) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の数の算定方法 組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1株未満の端数は切り上げる。</p> <p>(4) 新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1円未満の端数は切り上げる。</p> <p>(5) 新たに交付される新株予約権に係る行使期間、行使の条件、取得条項、組織再編成行為の場合の新株予約権の交付、新株予約権証券の不発行及び当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金、新株予約権証券 別記「新株予約権の行使期間」欄、「新株予約権の行使の条件」欄、本欄、別記「新株予約権の譲渡に関する事項」欄及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」欄の第2項及び第3項に準じて、組織再編成行為に際して決定する。</p> <p>(6) 新たに交付される新株予約権の譲渡による取得の制限 新たに交付される新株予約権の譲渡による取得については、再編当事会社の取締役会の承認を要する。</p>
---	--

(注) 1. 本新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、自己の氏名又は名称及び住所、自己のために開設された当社の普通株式の振替を行うための口座（社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」という。）第131条第3項に定める特別口座を除く。）のコードその他必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、別記「新株予約権の行使期間」欄に記載の行使期間中に別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項に記載の行使請求受付場所に提出し、かかる行使請求の対象となった本新株予約権の数に行使価額を乗じた金額（以下「出資金総額」という。）を現金にて別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項に記載の払込取扱場所の当社が指定する口座（以下「指定口座」という。）に振り込むものとします。
- (2) 上記(1)に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできません。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する書類が別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項に記載の行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使に係る出資金総額が指定口座に入金された場合において、当該行使請求にかかる新株予約権行使請求取次日に発生します。

2. 株式の交付方法

当社は、行使請求の効力発生後速やかに、社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）およびその他の関係法令に基づき、本新株予約権者が指定する口座管理機関の保有する振替口座簿の顧客口へ増加の記録を行うことにより株式を交付します。

3. 本新株予約権証券

当社は、本新株予約権に係る証券を発行しません。

4. その他

当社は、本新株予約権の行使請求の効力発生後速やかに振替法第130条第1項に定めるところに従い、当社普通株式を取り扱う振替機関に対し、当該新株予約権の行使により交付される当社普通株式の新規記録情報を通知します。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

2【新規発行による手取金の使途】

（１）【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
4,648,174,002	26,000,000	4,622,174,002

- （注）１．上記払込金額の総額は、本新株予約権の発行価額の総額に、本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額4,533,846,000円を加えた額であります。
- ２．発行諸費用は、登録免許税1,626万円、弁護士費用350万円、新株予約権の第三者機関による価値評価費用277万円、証券代行手数料209万円、属性調査費用30万円等を合計したものであります。
- ３．本新株予約権の行使期間内にその全部または一部につき行使が行われな場合、及び本新株予約権の全部または一部につき消却がなされた場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は減少いたします。

（２）【手取金の使途】

本新株予約権の発行及び行使による払込金額の総額4,648,174,002円から発行諸費用を控除した差引手取額4,622,174,002円の使途は、以下のとおり予定しております。

具体的な使途	金額	支出予定時期
アールビー社から譲り受ける、同社が所有する本件ISEパワー社株式に係る対価(注) 1 .	10,500,000円	平成26年 5月29日
ISEパワー社における太陽光発電所事業のための同社に対する出資又は貸付けのための資金(注) 2 .	4,611,674,002円	平成26年 6月から平成28年 5月までを目処に投資案件の進捗に応じて

- （注）１．伊勢彦信氏（以下「伊勢氏」という。）、リーテイルブランディング株式会社（以下「リーテイル社」という。）、及びリーテイル社の子会社で秋元之浩氏（以下「秋元氏」という。）が代表取締役を務めるアールビー・フーズ株式会社（住所：東京都港区北青山二丁目12番16号）（以下「アールビー社」という。）により再生可能エネルギーによる発電及び売電に関する事業を行う法人として平成26年 4月に設立されたISEパワー株式会社（以下「ISEパワー社」という。）の発行済株式のうち、アールビー社の所有する210株を平成26年 5月29日付で当社がアールビー社から買い取り（なお、ISEパワー社は設立後間もないため、当社は、アールビー社におけるISEパワー社株式の出資金額（1株当たり5万円）と同額で買い取る予定です。）、伊勢氏及びリーテイル社と共同でISEパワー社の株主となり（同社に対する当社議決権所有割合は35%となり、当社の持分法適用関連会社となる見込みです。）、ISEパワー社において共同で太陽光発電所事業を行います。

なお、伊勢氏が代表取締役会長兼社長を務めるイセ食品株式会社（以下「イセ食品社」という。）並びに伊勢氏及びイセ食品社と資本関係及び人的関係のある会社（イセ食品グループ）は、太陽光発電設備を設置可能な用地を保有しており、リーテイル社は、本件事業に必要な、再生可能エネルギー発電設備の認定の通知を経済産業大臣より受けております（なお、認定日は用地毎に異なりますが、いずれの用地に係る認定日も平成26年 3月20日から同月31日までの間のいずれかの日となっております。）。リーテイル社が経済産業大臣より通知を受けた上記認定は、いずれも、1kWh当たりの売電価格を36円として申請した用地に係るものであり、1kWh当たりの売電価格を32円とする用地につきましては、現状、申請中であります。なお、本業務資本提携契約に基づき、各用地について、各電力会社に対し売電に係る本申請を行う前又は行った後速やかに、リーテイル社は、上記各認定について、発電事業者名（発電事業者としての地位）をISEパワー社に変更する旨の軽微変更届出書を、再生可能エネルギー特別措置法に基づき経済産業大臣に対して提出し、その受理を受けることとなっております。なお、本業務資本提携契約の当事者間で別途合意した場合には、本件共同事業を、ISEパワー社の子会社又は孫会社に該当する特別目的会社により営む可能性があり、その場合には、発電事業者名（発電事業者としての地位）は、当該特別目的会社に変更する旨の軽微変更届出書を、再生可能エネルギー特別措置法に基づき経済産業大臣に対して提出し、その受理を受けることとなります。

なお、ISEパワー社の会社概要は次のとおりであります。

名称	ISEパワー株式会社
所在地	東京都港区北青山二丁目12番16号

役員の役職・氏名	取締役会長 伊勢 彦信 代表取締役 秋元 之浩 取締役 伊勢 節子 監査役 今井 薫
事業内容	再生可能エネルギーによる発電及び売電に関する事業等
資本金	30,000,000円
設立年月日	平成26年4月3日
決算期	毎年3月末
出資比率	伊勢 彦信 180株(30%) リーテイルブランディング株式会社 180株(30%) アールピー・フーズ株式会社 240株(40%)

(注)平成26年4月3日に設立されたため、純資産及び総資産は資本金の金額とほぼ同額であります。

2. 当社は、上記1.によるISEパワー社株式の取得金額を行使した差引手取金額の残額(4,622,174,002円)をISEパワー社(なお、本業務資本提携契約の当事者間で別途合意した場合には、本件共同事業を、ISEパワー社の子会社又は孫会社に該当する特別目的会社により営む可能性もありますが、現時点では確定していないため、全てISEパワー社において本件共同事業が行われることを前提として以下記載しております。)に対する出資(匿名組合出資又は増資の引受け)又は貸付けにより拠出します。ISEパワー社は、当該拠出された資金を、本件共同事業における太陽光発電所の建設のためイセ食品グループから借り受け又は地上権の設定を受ける土地(1kWh当たりの売電価格を36円として申請し、既に経済産業大臣より再生可能エネルギー発電設備の認定を受け、各電力会社に対して売電に係る申請が完了している土地が10県27箇所、地積合計で1,419,964㎡であり、これらの土地には、合計76.5メガワット相当の太陽光発電施設建設が見込まれます。また、1kWh当たりの売電価格を32円として経済産業大臣に対し上記認定を申請中の土地も30箇所あります。)の利用対価(賃料又は地上権設定に対する地代)、並びに太陽光発電設備に関するモジュール・架台・電気設備、工事代金、電気設備、構築物及びその他経費等に充当する予定です。なお、現状の概算投資計画は下記のとおりとなっております。

ISEパワー社における右記資金の用途	ISEパワー社に対する当社の出資又は貸付金額内訳(予定)
モジュール・架台・電気設備代金	約3,200,000,000円
工事代金	約750,000,000円
構築物及びその他経費(土地利用対価)等	約640,000,000円
合計	4,611,674,002円

- () 1. 当社は、現段階では工事請負業者等との間で工事請負契約等を締結していないことから、上記表は現時点における当社による計画であり、これはISEパワー社が借り受け又は地上権の設定を受ける土地の整地状況や太陽光発電所施設の設計計画等により変動する可能性があるものであって、現時点において各太陽光発電所設備に係る具体的な内容、金額及び支出予定時期について決定したものではありません。
2. 当社では、ISEパワー社による太陽光発電所事業に係る総投資金額うち約30%から10%を自己資金(伊勢氏、リーテイル社、当社からの出資又は融資を含みます。以下、この2において同じ。)として拠出し、約70%から90%(自己資金の割合により変わります。)を外部の金融機関等から借入により調達するものと見込んでおります。本新株予約権による調達額(ISEパワー社に対する当社の出資又は貸付金として拠出される金額)につき、ISEパワー社による太陽光発電所事業に係る総投資金額における自己資金を30%、そのうちの35%を本新株予約権で調達すると仮定した場合、当社による拠出額は約46億円、総投資金額は約439億円となり、135メガワット相当の太陽光発電所事業を展開する見込みとなります。当社としての計画は、上記のとおりですが、現時点においてISEパワーと金融機関等との間で融資に係る金額等の具体的な条件を合意したのではなく、当社又はISEパワー社として借入を決定したものではありません。また、ISEパワー社の太陽光発電所事業に係る総投資金額は、現時点における当社による計画であり、これはISEパワー社が借り受け又は地上権の設定を受ける土地の整地状況や太陽光発電所施設の設計計画等により変動する可能性があるものであって、現時点において各太陽光発電所設備に係る具体的な内容、金額及び支出予定時期について決定したものではありません。

3. 当社が調達した資金は、支出まで銀行口座において管理いたします。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1 【割当予定先の状況】

a. 割当予定先の概要	氏名	伊勢 彦信
	住所	富山県高岡市
	職業の内容（注）	勤務先の名称及び役職：イセ食品株式会社 代表取締役会長兼社長 所在地：埼玉県鴻巣市箕田3440 事業の内容：鶏卵及び鶏卵加工品の製造・販売
b. 提出者と割当予定先との間の関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。

a. 割当予定先の概要	氏名	秋元 之浩
	住所	東京都世田谷区
	職業の内容（注）	(i) リーテイル社 勤務先の名称及び役職：リーテイルブランディング株式会社 代表取締役 所在地：東京都港区北青山二丁目12番16号 事業の内容：集中購買システムの支援、小売業向け商品の開発及び販売、店舗デザイン・企画及び設計施工、不動産仲介、企業・事業のM&A仲介 (ii) アールビー社 勤務先の名称及び役職：アールビー・フーズ株式会社 代表取締役 所在地：東京都港区北青山二丁目12番16号 事業の内容：卵の販売、卵加工品の販売、食品の販売等
b. 提出者と割当予定先との間の関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術または取引関係	該当事項はありません。

（注）平成26年5月8日現在の関係を記載しております。

c. 割当予定先の選定理由

当社グループを取り巻く事業環境

当社グループ(当社及び当社の関係会社)は、当社(株式会社多摩川ホールディングス)、子会社8社により構成されており、電子・通信用機器事業及び太陽光エネルギー事業を主たる業務としております。

太陽光エネルギー事業につきましては、主要な商品として、太陽光モジュールをはじめパワーコンディショナ、その他付属設備を、太陽光発電システムとして事業会社に対して販売を行う太陽光システム販売事業と、自社グループで太陽光発電所を建設し、当該発電所で発電した電力を電力会社に対して販売する太陽光発電所事業の2つの事業を行っております。

現在、世界のエネルギー市場においては、温室効果ガスであるCO2の削減、将来的なエネルギー供給の安定化などの観点から、化石燃料の利用を抑え、より安全でクリーンな再生可能エネルギーの普及拡大機運が高まってきております。中でも太陽光発電はこれらの問題解決の中心的なオプションの一つとして取り上げられ、各国競うように太陽光発電所の設置が進められております。特に我が国では、福島第一原子力発電所事故を経験したことにより、エネルギー政策における代替エネルギーへの転換が急務として叫ばれ、平成24年7月1日に「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）が施行されました。

同法は、欧州で独立発電業者（IPP）の新規参入を増加させたフィード・イン・タリフ（FIT）制度と類似した電力（太陽光、風力、水力、地熱及びバイオマスを用いて発電された電力）全量買取制度を導入すること及び買取りに要した費

用に充てるため各電気事業者がそれぞれの需要家に対し賦課金の支払を請求することを認めること等を内容とする法律であります。同法の施行により、日本における太陽光発電市場は大きく促進されて参りました。

太陽光発電所は、再生可能エネルギー特別措置法の施行により、一般事業者が太陽光発電所を運営し、発電した電力全量買取制度により電力会社へ20年間固定の価格(太陽光(10Kw以上)の場合、平成24年度参入者は40円+税、平成25年度参入者は36円+税、平成26年度参入者は32円+税)で販売できる事業です。これにより、太陽光発電所事業は、安定的な収益につながる事業として期待しております。

当社グループは、平成22年10月に太陽光エネルギー事業を新規事業として立ち上げて以降、平成24年7月には太陽光発電所事業を開始し、平成25年6月からは山口県下関市のメガソーラー発電所において売電を開始する等、将来的には当社グループの中核とすべく事業を推進して参りました。

なお、当社の平成26年3月期第3四半期累計期間における、太陽光システム販売事業及び太陽光発電所事業のセグメント業績の概要は以下のとおりでございます。

太陽光システム販売事業は、「再生可能エネルギー特別措置法」施行以来、徐々に太陽光発電システム販売の受注が増加したのと同時に、営業の効率化に向けた改善活動を行ったことにより、平成26年3月期第3四半期累計期間における受注高は739百万円(前年同期比271.4%増)、売上高466百万円(前年同期比179.1%増)、セグメント利益は32百万円(前年同期はセグメント損失29百万円)となりました。

太陽光発電所事業は、平成26年3月期第3四半期連結累計期間におきまして、山口県下関市において建設を進めてきたメガソーラー発電所が完成したことにより売電が開始され、当該発電所における売電収入は平成25年7月から計上されましたが、その他太陽光発電所案件の初期費用等が先行支出したことにより、売上高36百万円(前年同期は売上高計上なし)、セグメント損失は21百万円(前年同期はセグメント損失3百万円)となりました。

なお、下関市メガソーラー発電所については計画通り順調に売電しており、収益は好調に推移する見込みであります。

<山口県下関市のメガソーラー発電所の概要>

所在地	山口県下関市豊浦町大字川棚字石塔1480番14、1474番77
用途	メガソーラー発電所(面積:24,081.07㎡)
設置Kw数	約1.5メガワット(1,500Kw)
初年度発電量	1,960,685kwh

上記のメガソーラー発電所の他、平成25年5月29日付「固定資産の賃借によるメガソーラー用地確保に関するお知らせ」にて公表いたしましたように、長崎県五島市でメガソーラー用地を確保し、現在はメガソーラー発電所の建設の準備を進めております。また、平成25年9月13日付「長崎県南島原市メガソーラー発電所の売電開始に関するお知らせ」にて公表いたしましたように、長崎県南島原市でメガソーラー発電所の約1メガへの拡張を図り、現在、建設を行っております。なお、メガソーラー用地の概要は以下のとおりです。また、設置Kw数は1メガワットに満たないものではありますが、福岡県筑紫郡の「筑紫ヶ丘ゴルフクラブ」及び当社子会社の本社屋においても太陽光発電システムを設置し、太陽光発電所事業を推進しております。

<長崎県五島市のメガソーラー用地の概要>

所在地	長崎県五島市吉久木町字3番町頭660番1他
用途	メガソーラー発電所(面積:約10ヘクタール)
設置Kw数	約6メガワット(6,000Kw)

<長崎県南島原市のメガソーラー発電所の概要>

所在地	長崎県南島原市深江町乙池下1303-1他
敷地面積	メガソーラー発電所(面積:約10ヘクタール)
設置Kw数	約49Kw(平成25年9月より売電開始、現在約1,000Kwへ拡張工事中)

ISEパワー社を通じた当社グループにおける太陽光発電所事業の実施

上記のとおり、太陽光発電所事業を当社グループの中核とすべく、そのノウハウを蓄積しながら太陽光発電所事業を推進して参りました。今後は、当社グループとして太陽光発電所事業への取り組みを更に加速し、収益事業として拡大させることを念頭においております。

太陽光発電所事業を推進し、拡大していくためには、太陽光発電に必要なパネルを設置する土地を確保する必要があり、高い発電効率を確保するため、日照量の高い平面で広い土地を探していたところ、リーテイル社の取締役であり、かつ、当社の発行済株式数の1.54%を保有する株主より、当社代表取締役社長榊沢徹が、集中購買システムの支援等を事業

として行うリーテイル社の秋元氏を紹介頂き、秋元氏より伊勢氏を紹介頂きました。なお、伊勢氏はリーテイル社の取締役であり、また秋元氏はイセ食品社の取締役であります。

当社は、太陽光発電所を設置する土地の確保や、太陽光発電所事業を更に拡大していくための方策等について、伊勢氏及び秋元氏との間で協議及び検討を行い、当社グループは、更なる太陽光発電所事業の推進及び拡大を図るため、伊勢氏を通じてその関係法人6社より太陽光発電所の土地(1kWh当たりの売電価格を36円として申請し、既に経済産業大臣より再生可能エネルギー発電設備の認定を受け、各電力会社に対して売電に係る申請が完了している土地が10県27箇所、地積合計で1,419,964㎡であり、これらの土地には、合計76.5メガワット相当の太陽光発電設備の建設が見込まれます(現状の建設計画として、平成27年3月末までに8.5メガワット相当、平成28年5月末までに68メガワット相当の工事完成を目標としております。)。また、この他にも1kWh当たりの売電価格を32円として経済産業大臣に対し上記認定を申請中の土地も30箇所あります。)の利用権(賃借権又は地上権)を確保できる見込みであることから、これらの土地での太陽光発電所事業において当社グループとして収益性が見込めるため、伊勢氏、リーテイル社及び秋元氏と共同で太陽光発電所事業(以下「本件共同事業」といいます。)を進めていくこととし、事業パートナーの中核となる伊勢氏及び秋元氏には、本件共同事業の進捗状況に応じて当社に出資を頂き当社との提携関係を強化しつつ、当社に出資して頂いた資金を本件共同事業に充当するため、本業務資本提携契約(伊勢氏並びにリーテイル社及びリーテイル社の代表取締役である秋元氏との間で締結した業務資本提携契約という。また、本業務資本提携契約による業務資本提携を以下「本業務資本提携」という。)を締結の上、本新株予約権を引き受けて頂くこととなりました。

その結果、伊勢氏、リーテイル社、及び同社子会社で秋元氏が代表取締役を務めるアールビー社により再生可能エネルギーによる発電及び売電に関する事業を行う法人として平成26年4月に設立されたISEパワー社の発行済株式総数のうち、アールビー社の所有する210株(保有割合にして35%)(以下「本件ISEパワー社株式」という。)を平成26年5月29日付で当社が本新株予約権の発行により調達した資金の一部でアールビー社から買い取り、伊勢氏及びリーテイル社と共同でISEパワー社に出資し、本件共同事業を行うことといたしました(当社は、アールビー社の設立に際してアールビー社が現実の払込みを受けていることを確認しております。また、当社は、本新株予約権の発行により現実に払い込まれる資金により本件ISEパワー社株式をアールビー社から買い取る予定です。)

伊勢氏が代表取締役会長兼社長を務めるイセ食品社並びに伊勢氏及びイセ食品社と資本関係及び人的関係のある会社(イセ食品社と合わせて、以下「イセ食品グループ」と総称する。)は、太陽光発電設備を設置可能な用地を保有しており、リーテイル社は、本件事業に必要な、再生可能エネルギー発電設備の認定(以下「本件認定」という。)の通知を経済産業大臣より受けております(なお、認定日は用地毎に異なりますが、いずれの用地に係る認定日も平成26年3月20日から同月31日までの間のいずれかの日となっております。)。リーテイル社が経済産業大臣より通知を受けた上記認定は、いずれも、1kWh当たりの売電価格を36円として申請した用地に係るものであり、1kWh当たりの売電価格を32円とする用地につきましては、現状、申請中であります。なお、本業務資本提携契約に基づき、各用地について、各電力会社に対し売電に係る本申請を行う前又は行った後速やかに、リーテイル社は、上記各認定について、発電事業者名(発電事業者としての地位)をISEパワー社に変更する旨の軽微変更届出書を、再生可能エネルギー特別措置法に基づき経済産業大臣に対して提出し、その受理を受けることとなっております。また、当社は、これまで本件事業を行う中で、本件事業に関する豊富な知識と経験を培ってきました。

伊勢氏は、イセ食品グループを通じて本件共同事業に必要な用地をISEパワー社に対して提供することにより、リーテイル社は、本件認定における発電事業者名(発電事業者としての地位)をISEパワー社に変更することにより、また、当社は、これまで培ってきた本件事業に係る豊富な経験と知見をISEパワー社に対して提供することにより、本件共同事業に貢献する予定です。

このように、当社グループ、伊勢氏、リーテイル社及び秋元氏が、それぞれの資産又は知見を生かしてISEパワー社に経営資源を集中させ、本件共同事業を推進することで、当社グループは、これまで以上に効率的に太陽光発電所事業による収益を獲得することができるものと見込んでおります。なお、本業務資本提携契約の当事者間で別途合意した場合には、本件共同事業を、ISEパワー社の子会社又は孫会社に該当する特別目的会社により営む可能性もありますが、現時点では確定していないため、全てISEパワー社において本件共同事業が行われることを前提として以下記載しております。

なお、本件共同事業において太陽光発電施設を建設することにより、ISEパワー社が得られる1メガワット当たりの当社想定標準の収益等の予測は下記のとおりとなります。

	ISEパワー社での本件共同事業において必要となる総資金のうち、ISEパワー社が70%を外部の金融機関等から借入れ、30%を自己資金により調達した場合	ISEパワー社での本件共同事業において必要となる総資金のうち、ISEパワー社が80%を外部の金融機関等から借入れ、20%を自己資金により調達した場合	ISEパワー社での本件共同事業において必要となる総資金のうち、ISEパワー社が90%を外部の金融機関等から借入れ、10%を自己資金により調達した場合
自己資金金額	97,500,000円	65,000,000円	32,500,000円
ISEパワー社の売上高 (20年間累計)	763,000,000円	763,000,000円	763,000,000円
ISEパワー社の経常利益 (20年間累計)	233,000,000円	227,000,000円	221,000,000円
ISEパワー社の経常利益率	30.6%	29.8%	28.97%
ISEパワー社の純キャッシュ獲得額 (20年間累計)	330,000,000円	290,000,000円	250,000,000円

(注)1.上記数値は1kWh当たりの売電価格を36円と想定し、太陽光発電所1メガワットで当たり得られる収益予想の概算額であります。

- 2.総建設コストは1メガワット当たり325,000,000円を想定しております。
- 3.ISEパワー社の自己資金には、伊勢氏、リーテイル社、当社からの出資または融資を含みます。当社のISEパワー社に対する議決権割合は35%を想定しております。また、自己資金金額以外の資金は金融機関等からの借入調達を想定しており、借入期間は15年、金利2.5%を想定し、上記金額の算定をしております。
- 4.当社のISEパワー社に対する議決権割合は当初35%ですが、当社に帰属する収益の割合については、当社と伊勢氏及び秋元氏との間の本業務資本提携契約において、ISEパワーへの追加の資金支出・支出割合は都度協議のうえ決定することとしているため、現時点では確定しておりません。
- 5.上記金額は、現時点における当社の計画や当該計画に基づく予測であり、金融機関等からの借入の具体的な条件や工事請負業者等との間で工事請負契約等の条件について決定したものはなく、金融機関等からの借入の条件、ISEパワー社が借り受け又は地上権の設定を受ける土地の整地状況や太陽光発電施設の設計計画等により変動する可能性があります。

資金調達方法

本件共同事業は、伊勢氏、リーテイル社及び秋元氏との共同で行うものであることから、その事業パートナーの中核となる伊勢氏及び秋元氏には、本件共同事業の進捗状況に応じて当社に出資を頂き当社との提携関係を強化していただき、その資金を本件共同事業に充当することにより本件共同事業における伊勢氏及び秋元氏が、当社を通じてISEパワー社に出資することで、当社のISEパワー社に対する一定の議決権割合を維持することができ、将来的に事業規模を拡大した場合に、当社の帰属収益も増加させることが期待できることから、伊勢氏及び秋元氏から資金調達を行うことが望ましいと判断いたしました。

そして、当社が本件共同事業に参画するに当たっては、当初、当社が本件ISEパワー社株式をアールビー社から譲り受ける資金が必要となる他、ISEパワー社における本件共同事業の進捗に伴って、継続的にISEパワー社に対し出資する資金が必要となりますが、ISEパワー社の事業計画上は本件共同事業の進捗状況に応じて徐々に支出が予定されているところ、株主資本の増加をもたらす資金調達による場合、既存株主の皆様における株式価値の希薄化が発生することから、本件共同事業の進捗に応じて資金調達を行うことにより、希薄化の影響を低減することが望ましいと考えております。また、伊勢氏及び秋元氏としても、本件共同事業の進捗に応じて資金の払込みを行いたいという希望もありました。そこで、当社は、伊勢氏及び秋元氏との協議により、本件共同事業の進捗に応じて資金調達を行うことが可能となるようにするため、本新株予約権の発行により資金調達を行うことが最適であるとの判断に至りました。なお、本業務資本提携契約書に伊勢氏及び秋元氏の役割として本新株予約権の引受け及び払込みを行うこと、及び、本件共同事業の進捗上、必要となる資金額につき本新株予約権の行使を行うことが規定されていることから、伊勢氏及び秋元氏は、本業務資本提携契約書の定めに従い、株価に関係することなく本新株予約権の行使とその行使による資金調達は行われるものと判断しております。なお、本件共同事業の進捗上、必要となる資金額については、ISEパワーにおいて本件事業に係る資金調達の必要が生じた都度協議のうえ調達方法・内容を決定することとしております。

以上のとおり、当社は、上記記載「c. 割当予定先の選定理由 ISEパワー社を通じた当社グループにおける太陽光発電所事業の実施」のとおり、本件共同事業の円滑な遂行及びISEパワー社の拡大と発展が期待できると判断したことから、伊

勢氏、リーテイル社及び秋元氏が、それぞれの資産又は知見を生かしてISEパワー社に経営資源を集中させ、本件共同事業を推進することとし、事業パートナーの中核となる伊勢氏及び秋元氏には、本件共同事業の進捗状況に応じて当社に出資を頂き当社との提携関係を強化しつつ、当社に出資して頂いた資金を本件共同事業に充当するため、本業務資本提携契約を締結の上、伊勢氏及び秋元氏を割当予定先として本第三者割当を実施することといたしました。

なお、当社は、伊勢氏との間で本第三者割当の割当予定先に関して協議を進める中で、伊勢氏から、同氏を本第三者割当の割当予定先とし、イセ食品グループ各社との窓口を同氏に一本化することについて提案を受けました。当社としましても、イセ食品グループ各社及び当社の交渉・連絡等の負担を軽減することができるというメリットもあることから、かかる伊勢氏の提案を受け入れるに至りました。また、当社は、秋元氏との間で本第三者割当の割当予定先に関して協議を進める中で、秋元氏から、経済産業大臣より本件認定を受けているリーテイル社及び当社が本件ISEパワー社株式を譲り受ける先であるリーテイル社の子会社のアールビー社の両社の代表者である同氏を割当予定先とし、リーテイル社及びアールビー社との窓口を同氏に一本化することについて提案を受けました。当社としましても、リーテイル社及びアールビー社並びに当社の交渉・連絡等の負担を軽減することができるというメリットもあることから、かかる秋元氏の提案を受け入れるに至りました。

d. 割り当てようとする本新株予約権の目的である株式の数(新株予約権の割当個数)

氏名	本新株予約権の目的である株式の数 (新株予約権の割当個数)	本新株予約権の払込金額 と行使価額の合計額
伊勢 彦信	12,377,000株(12,377個)	3,984,379,086円
秋元 之浩	2,062,000株(2,062個)	663,794,916円

e. 株式等の保有方針

伊勢氏及び秋元氏につきましては、上記「c. 割当予定先の選定理由」に記載のとおり、当社と業務資本提携関係を有することになることから、基本的には中長期の保有目的を前提とする旨の表明をしておりますが、本新株予約権の行使価額が個人としては多額であることから、権利行使後の株式の一部を売却していく可能性がある旨の説明を、口頭にて受けております。

また、当社は、伊勢氏及び秋元氏より本新株予約権を行使して取得した新株式につき、原則として、担保設定や貸株契約をしないことを口頭にて確認しております。

f. 払込みに要する資金等の状況

伊勢氏

伊勢氏からは、本新株予約権の割当てに係る払込金額は、同氏の手元資金から充当する旨を伺っております。当社は、伊勢氏名義の銀行口座の定期預金通帳の写しを取得し、平成26年3月末日時点での残高を確認いたしました。

また、伊勢氏からは、手許資金が不足する場合には、伊勢氏とISE 555 BROADWAY.LLC(以下「ISE 555社」といいます。住所は1 COLUMBUS CTR STE 400 VIRGINIA BEACH VA 23462-6759であり、伊勢氏の出資する会社がISE 555社の発行済株式総数を保有し、かつ伊勢氏がISE 555社のダイレクターを務めております。)との間の貸付けに係るISE 555社名による4千万ドルの融資証明書(Certificate of Financing)(融資条件は未定であります。)を確認し、更に、ISE 555社の銀行口座の預金通帳の写しを取得した結果、平成26年3月末日時点での当該銀行口座の残高は、伊勢氏に割当予定の本新株予約権に係る払込金額及び行使価額の総額を上回る額であることを確認いたしました。

従って、当社は伊勢氏について、本新株予約権の行使に係る払込みに問題はないと認識しております。

秋元氏

秋元氏及び秋元氏が代表取締役を務めるリーテイル社との間の貸付けに係るリーテイル社名による融資証明書(融資条件は未定であります。)を確認し、更にリーテイル社の資金の確認のために、リーテイル社の銀行口座の預金通帳の写し、リーテイル社の金融機関からの借入れに関する証憑資料、リーテイル社保有の日本の株式市場上場株式の明細表を取得した結果、リーテイル社が保有する現預金額及び本新株予約権の行使時点においても換金が容易な資産であると判断される上場株式の市場価格の合計額が、本新株予約権の払込金額及びその行使価額を上回る額であることを確認いたしました。

従って、当社は秋元氏をについて、本新株予約権の行使に係る払込みに問題はないと認識しております。

上記のとおり、各割当予定先の払込みに要する資金等の状況について確認しており、各割当予定先ともに払込みに要する資金等を保有又は調達方法を確保していることから、当社として、本第三者割当による本新株予約権の払込みに確実性があると判断しております。

g. 割当予定先の実態

本新株予約権の割当予定先につきましては、反社会的勢力の関与等のリスクを排除し、割当予定先としての適切性を担保することにより、コンプライアンスの遵守及び企業の社会的責任を果たすことを目的として、当社から第三者の信用調査機関へ調査を依頼しました。伊勢氏及び秋元氏につきましては、株式会社JPリサーチ&コンサルティング(代表取締役:古野啓介、住所:東京都港区虎ノ門3-7-12 虎ノ門アネックス6階)による調査を行い、当該割当予定先、主要関係企業及びその関係人物等についても反社会的勢力との関わりを示す情報などはなく、反社会的勢力との関わりのあるものではないと判断される旨の報告書を受領しております。

また、当社としましては、調査報告書受領後、各割当予定先から、当該各割当予定先、主要関係企業及びその関係人物等について、反社会的勢力と関わりはないとの回答を得るとともに確認書を受領し、確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。

2 【株券等の譲渡制限】

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

3 【発行条件に関する事項】

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

当社は、他社上場企業の第三者割当における評価実績をもとに、本新株予約権の発行要項及び本契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価格の評価を第三者評価機関である株式会社ヴァーリック・インベストメント・アドバイザリー(代表取締役:小幡治、住所:東京都港区元赤坂1-6-2 安全ビルレジデンス19階)に依頼しました。

当該算定機関は、価格算定に使用する価格算定手法の決定に当たって、ブラック・ショールズ方程式や多項格子モデルといった他の価格算定手法との比較及び検討を実施したうえで、一定株数及び一定期間の制約の中で段階的な権利行使がなされること、並びに本発行要項及び割当先との間で締結する予定の本買取契約に定められたその他の諸条件を相対的に適切に算定結果に反映できる価格算定手法として、モンテカルロ・シミュレーションを用いて本新株予約権の評価を実施しています。

当該算定機関は、本新株予約権の諸条件、新株予約権の発行決議に先立つ当社普通株式の株価404円/株、当社普通株式の価格の変動性(ボラティリティ)64.0%(3ヶ月)、54.0%(6ヶ月)、55.1%(1年)、69.9%(2年)、満期までの期間2年、配当利回り0%、無リスク利率0.05%(3ヶ月)、0.04%(6ヶ月)、0.07%(1年)、0.08%(2年)、発行会社の行動、割当予定先の行動(当社株価が権利行使価格を上回っている場合に随時権利行使を行い、取得した株式を1日当たりの平均売買出来高の約5%で売却すること)を考慮して、モンテカルロ・シミュレーションによって、本新株予約権の評価を実施しました。なお、当社に付された取得条項は、発行要項上いつでも行使することが可能な権利とされております。当社は、株価が一定程度上昇した場合、残存する本新株予約権を全部取得するものと想定しており、当該評価においてはその水準を発行決議時株価の150%以上となった場合と設定しております。

本新株予約権の発行価額の決定に当たっては、当該算定機関が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられている数値計算手法を用いて公正価値を算定していることから、当該算定機関の算定結果は合理的な公正価格であると考えられるところ、発行価額が算定結果である評価額を参考に、本新株予約権の1個当たりの払込金額を金7,918円といたしました。当該払込金額は、当該評価額を下回らない範囲で、割当予定先との間での協議を経て決定されているため、本新株予約権の発行価額は、有利発行には該当せず、適正かつ妥当な価額であると判断しております。

また、本新株予約権の行使価額は、当該発行に係る取締役会決議日の直前取引日(平成26年5月7日)から過去1ヶ月の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均額である313.84円を切り上げた314円としました。なお、当初、当社は、当社株価が平成26年4月4日から28日まで約300円前後で安定していたことから、割当予定先との間において、本新株予約権の取締役会決議日の直前取引日(平成26年5月7日)の終値を基準に行使価額を定める旨を協議していたところ、当社株価が同年4月30日から5月7日までの4取引日で404円まで急騰したことから、当該直前取引日のみの当社株価により行使価額を定めることは適切ではないこと、割当予定先においても急騰した株価を前提に行使価額を定めるべきではないとの意見も述べられたことから、割当予定先と協議のうえ、上記のとおり当該直前取引日から過去1ヶ月を遡った平均値を切り上げた額を行使価額とすることといたしました。

参考までに当該行使価額は、本第三者割当に係る取締役会決議日の直前取引日を基準とした過去6ヶ月間の当社普通株式の終値の平均株価250円に対し、25.60%のプレミアム、過去3ヶ月間の平均株価261円に対し、20.31%のプレミアム、直前取引日である平成26年5月7日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値404円に対し、22.28%のディスカウントとなっております。

出席監査役の上野弘行及び長濱隆からも、本新株予約権1個あたりの払込金額は、上記第三者評価機関による本新株予約権の評価額と同額であり、これを前提とすれば、本新株予約権の払込金額は、割当予定先に特に有利でなく、有利発行には該当しない旨の意見をいただいております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権が全て行使された場合に増加する当社の普通株式の数14,439,000株に係る議決権数は14,439個となり、平成26年3月31日現在の当社普通株式の発行済株式の総数である41,259,000株に対して35.00%、発行済株式総数に係る議決権数(平成26年3月31日における自己株式613,122株及び単元未満株1,878株に係る議決権を控除した議決権総数40,644個)に対して35.53%の希薄化が生じます。

しかしながら、上記「1 [割当予定先の状況] c. 割当予定先の選定理由」に記載のとおり、本資金調達により調達した資金は、ISEパワー社の株式取得に係る対価及びISEパワー社に対する投資に必要な資金に充当する予定であ

り、これにより当社の本件事業を更に推進することにより、本件事業の更なる事業規模の拡大と企業価値向上を図ることができ、ひいては当社グループの安定した収益確保及び中長期的な株主価値の向上に資するものと考えております。

かかる事情に鑑みれば、本資金調達における当社の普通株式の発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると考えております。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

本新株予約権が全て行使された場合に増加する当社の普通株式の数14,439,000株に係る議決権数は14,439個となり、平成26年3月31日現在の当社普通株式の発行済株式の総数である41,259,000株に対して35.00%、発行済株式総数に係る議決権数（平成26年3月31日における自己株式613,122株及び単元未満株1,878株に係る議決権を控除した議決権総数40,644個）に対して35.53%であるので、本第三者割当により25%以上の割合で希薄化が生じることになることから、本第三者割当は、大規模な第三者割当に該当します。

5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名または名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所 有議決権の 割合	割当後の所有 株式数(株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 権議決権の 割合
伊勢 彦信	富山県高岡市	-	-	12,377,000	22.47%
シービーエスジー バンクジュリアスベア シンガポールブラン チ	東京都品川区東品 川2丁目3番14号	4,311,000	10.61%	4,311,000	7.83%
ユービーエスエー ジーシンガポール	東京都品川区東品 川2丁目3番14号	3,750,000	9.23%	3,750,000	6.81%
ミズホ セキュリ ティーズ アジア リ ミテッド クライアン ト アカウ ント 69250601	東京都中央区月島 4丁目16-13	3,020,000	7.43%	3,020,000	5.48%
ダイワキャピタル マーケッツシンガ ポールリミテッド	東京都千代田区丸 の内1丁目9番1 号	3,009,000	7.40%	3,009,000	5.46%
日本証券金融株式会 社	東京都中央区日本 橋茅場町1丁目2 番10号	2,219,000	5.46%	2,219,000	4.03%
秋元 之浩	東京都世田谷区	-	-	2,062,000	3.74%
島貫 宏昌	東京都港区	1,899,000	4.67%	1,899,000	3.45%
イーエフジー バンク アーゲー ホンコン アカウント クライア ント	東京都千代田区丸 の内2丁目7-1	1,416,000	3.48%	1,416,000	2.57%
オーシービーシー セ キュリティーズ プラ イベート リミテッド クライアント アカウ ント	東京都品川区東品 川2丁目3番14号	1,200,000	2.95%	1,200,000	2.18%
計	-	20,824,000	51.24%	35,263,000	64.02%

(注) 1. 平成26年3月31日現在の株主名簿を基準として記載しております。

2. 割当後の所有株式数及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成26年3月31日現在の総議決権数（40,644個）に、本第三者割当による新株予約権が全て行使されることを前提として新株式発行により増加する議決権数（14,439個）を加えて算出しております。

3. Marilyn Tang氏から平成25年11月6日付で関東財務局へ大量保有報告書（変更報告書）が提出されており、次のとおり当社の株式を所有している旨の報告を受けておりますが、当社として当事業年度末現在における実質的な所有者数の確認ができないため、上記大株主の状況は平成26年3月31日現在の株主名簿に基づき記載しております。また、

当社は、同氏が関東財務局に提出した大量保有報告書（変更報告書）の記載に基づき、同氏が主要株主に該当するとして平成25年2月7日付で臨時報告書（主要株主の異動）を提出しております。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数(千株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
Marilyn Tang	シンガポール国	2,369	17.64

6 【大規模な第三者割当の必要性】

(1) 大規模な第三者割当を行うこととした理由及び大規模な第三者割当による既存株主への影響について

上記「1 [割当予定先の状況] c. 割当予定先の選定理由」に記載のとおり、当社は、本件共同事業の円滑な遂行及びISEパワー社の拡大と発展が期待できると判断したことから、伊勢氏、リーテイル社及び秋元氏が、それぞれの資産又は知見を生かしてISEパワー社に経営資源を集中させ、本件共同事業を推進することとし、事業パートナーの中核となる伊勢氏及び秋元氏には、本件共同事業の進捗状況に応じて当社に出資を頂き当社との提携関係を強化しつつ、当社に出資して頂いた資金を本件共同事業に充当するため、本業務資本提携契約を締結の上、伊勢氏及び秋元氏を割当予定先として本第三者割当を実施することといたしました。

これに関し、上記「4 [大規模な第三者割当に関する事項]」に記載のとおり、本新株予約権が全て行使された場合に増加する当社の普通株式の数14,439,000株に係る議決権数は14,439個となり、平成26年3月31日現在の当社普通株式の発行済株式の総数である41,259,000株に対して35.00%、発行済株式総数に係る議決権数（平成26年3月31日における自己株式613,122株及び単元未満株1,878株に係る議決権を控除した議決権総数40,644個）に対して35.53%となるため、持分割合の希薄化及び当社の株価に悪影響を及ぼす可能性があります。

しかしながら、伊勢氏及び秋元氏は、本件共同事業の進捗状況に応じて本新株予約権を行使して頂ける見込みであることから、株式の発行と比べて、既存株主の持株比率が一時に希薄化するという影響を低減することができると考えており、また、上記「1 [割当予定先の状況] c. 割当予定先の選定理由」に記載のとおり、本資金調達により調達した資金は、ISEパワー社の株式取得に係る対価及びISEパワー社に対する投資に必要な資金に充当する予定であり、これにより当社の太陽光発電所事業を更に推進することにより、太陽光発電所事業の更なる事業規模の拡大と企業価値向上を図ることができ、ひいては当社グループの安定した収益確保及び中長期的な株主価値の向上に資するものと考えております。

かかる事情に鑑みれば、本資金調達における当社の普通株式の発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると考えております。

(2) 大規模な第三者割当を行うことについての判断過程

資金調達の方法として、第三者割当のほか、公募、株主割当てという方法もありますが、「1 [割当予定先の状況] c. 割当予定先の選定理由」に記載のとおり、割当予定先の間で本業務資本提携契約を締結し、これに基づき第三者割当を行うことにより、本件共同事業を行う各当事者間の業務資本提携関係を強固なものとし、当社グループの安定した収益確保及び中長期的な株主価値の向上に資するものと考えられることから、第三者割当の方法によって本新株予約権の発行を行うことが適切であると判断し、選択いたしました。

本第三者割当により発行される本新株予約権が全て行使された場合、当社株式は25%以上の大幅な希薄化が生じることになることから（上記「4 [大規模な第三者割当に関する事項]」参照）、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に規定される、経営者から一定程度の独立した者による当該第三者割当の必要性及び相当性に関する客観的な意見の入手又は株主の意思確認手続きを要することになります。

そこで、当社は、当社の経営から一定程度独立したものとして、資金調達の必要性及び相当性について意見を諮問すべく、当社社外取締役である日下成人氏及び社外監査役であり独立役員である長濱隆氏の2名（以下「社外役員ら」といいます。）から、本資金調達の必要性と相当性について意見を以下のとおり頂きました（以下の意見に係る文章中、貴社とは当社のことであり、貴社グループとは当社グループのことであります。）。

以下の から までに掲げる理由により、第三者割当による本新株予約権の発行は、貴社グループの安定した収益確保及び中長期的な株主価値の向上に資するものであり、必要性及び相当性が認められるものとする。

貴社は、本新株予約権の発行により資金を調達し、ISEパワー社に対して本業務資本提携契約に基づき当該調達資金により資金拠出を行うことにより、業務提携先と共同で各当事者の経験・知識・資産（貴社グループの太陽光発電所事業に係る経験・知識、伊勢氏の資金及び同氏が代表取締役会長を務めるイセ食品社等が保有する太陽光発電設備の設置に適した土地、並びに秋元氏の資金及び同氏が代表取締役社長を務めるリーテイル社が受けている、太陽光発電所事業に必要な再生可能エネルギー特別措置法に基づく届出など）を活用してISEパワー社を通じた太陽光発電所事業（以下「本件共同事業」という。）を実施することが可能となると思料される。また、本件共同事業は、共同投資という形態をとることにより、貴社単独で投資する場合に比べて投資額を抑制しつつ収益向上の機会を得ることが企図されている。このように、本新株予約権の発行は、本件共同事業を実施するために必要と判断される資金調達のために行われるものであり、資金使途として合理的であると判断される。

本件共同事業においては、その進捗に応じて段階的なISEパワー社への資金拠出が必要になるところ、本新株予約権の発行及び行使による資金調達を行うことにより、貴社は、かかる段階的な資金拠出に対応した資金調達を行うことが可能となると判断される。また、本新株予約権の発行及び行使により調達されるのと同額の資金を全て新株式の発行により実施する場合に比べて、一時的な発行済株式数の増加を抑制しつつ資金調達を可能とするものであり、既存株式の希薄化にも配慮した資金調達方法であると判断される。

新株予約権による資金調達は、一般には、その行使が新株予約権者の判断に委ねられることから資金調達方法として不確実性があるものの、本新株予約権については、本業務資本提携契約書に伊勢氏及び秋元氏の役割として本新株予約権の引受け及び払込みを行うこと、及び、本件共同事業の進捗上、必要となる資金額につき本新株予約権の行使を行うことが規定されていることから、本業務資本提携契約書の定めに従い、本件共同事業の進捗により本新株予約権の行使が見込まれ、当該行使により資金調達を行うことが可能であると判断される。

本新株予約権1個あたりの払込金額は、株式会社ヴァーリック・インベストメント・アドバイザーの本新株予約権の価値算定書における評価額と同額であり、これを前提とすれば、本新株予約権1個あたりの払込金額は、会社法第238条第3項第2号に規定される「特に有利な金額」には該当しないと判断される。

本新株予約権が割り当てられる伊勢氏及び秋元氏は、本業務資本提携契約に基づく業務提携先であり、両名に反社会的勢力等との関わりが無いことの確認を行った上で、その保有方針を確認し、本新株予約権の払込金額及び行使価額についての資金手当の確実性を踏まえて割当予定先とされたものであり、両名を割当予定先とすることは合理的であると判断される。

本新株予約権の発行により調達される資金は、全額が本件共同事業に充当されるものであることから、一般投資家からの公募や株主割当てではなく、業務提携先である伊勢氏及び秋元氏を割当予定先として両名から調達することが合理的であり、また、多数の者の参入により太陽光発電に関する競争環境が厳しくなる中で太陽光発電設備の設置に適した用地を確保して早期に本件共同事業を開始するためには、発行までの期間をできるだけ短縮する必要があることも考えると、本新株予約権の発行を、時価発行による第三者割当により行うことは、合理的であると判断される。

以上の経緯を経て、当社取締役会は、社外役員らから提出された意見を踏まえ、審議を行い、本第三者割当を行うことを決議いたしました。

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1．資本金の増加について

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第45期事業年度）提出日（平成25年6月27日）以降、本書提出日までの間に、第4回新株予約権の行使により発行済株式数は2,220,000株増加し、これによって資本金は176,490千円増加して1,625,486千円となりました。

2．事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」の有価証券報告書及び四半期報告書（以下、「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日（平成26年5月8日）までの間において、変更及び追加がありました。以下の内容は当該事業等のリスク」を変更箇所のみ記載したものであり、変更及び追加箇所は下線で示しております。

なお、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は、以下の「事業等のリスク」に記載した事項を除き、本有価証券届出書提出日（平成26年5月8日）現在においてもその判断に変更はありません。

当社の経営成績、株価及び財政状態に影響を及ぼす可能性のあるリスクには、以下のようなものがあります。なお、文中における将来に関する事項は、有価証券届出書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

事業等のリスク

(1)～(11)略

(12) 株式の希薄化について

本新株予約権14,439個の行使の目的となる株式数は14,439,000株であり、平成26年3月31日現在の当社普通株式の発行済株式総数41,259,000株（総議決権40,644個）に対する割合は35.00%（総議決権数に対する割合35.53%）となります。本新株予約権が行使された場合には、当社の総議決権数に対する議決権所有割合が低下し、また、当社普通株式1株当たりの純資産や純利益といった株式価値が希薄化することになり、当社の株価に悪影響を及ぼす可能性があります。

(13) 本新株予約権による行使がされない場合について

株価の下落等の原因で本新株予約権が行使されない場合には、本新株予約権の行使による資金調達が出来ず、当社の想定する太陽光発電所事業への投資を行えない結果として、当該事業から当社が期待した収益を上げることが出来ない可能性があり、また、この場合、太陽光発電所事業の推進及び拡大を図ることが出来ないこととなり、当社グループの経営成績及び財政状態に悪影響を与える可能性があります。

(14) 業務資本提携について

当社は、平成26年5月8日開催の取締役会において、伊勢彦信氏（以下「伊勢氏」という。）並びにリーテイルブランディング株式会社（以下「リーテイル社」という。）及びリーテイル社の代表取締役である秋元之浩氏（以下「秋元氏」という。）（伊勢氏、リーテイル社及び秋元氏を総称して、以下「業務提携先」という。）との間で業務資本提携契約を締結することを決議いたしました。

当該業務資本提携により、当社グループは、業務提携先と共同して太陽光発電所事業を推進し、これまで以上に効率的に太陽光発電所事業による収益を獲得することができるものと見込んでおりますが、当該業務資本提携契約に基づく業務資本提携は、当社の資金調達の状況、当社若しくは業務提携先の技術上若しくは事業上の問題の発生等により、やむを得ず実施若しくは維持できなくなる可能性、又は、当該業務資本提携から十分な収益が得られない可能性があり、そのような場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

3. 臨時報告書の提出について

当社は、後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第45期事業年度）提出日（平成25年6月27日）以降、本有価証券届出書提出日（平成26年5月8日）までの間において、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

株主総会の議決権行使結果（企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく報告。提出日：平成25年6月28日）

- (1) 当該株主総会が開催された年月日
平成25年6月27日
- (2) 当該決議事項の内容
 - 第1号議案 定款一部変更の件
当社の定款を一部変更し、事業目的の追加、本店所在地の移転、発行可能株式総数の増加を行う。
 - 第2号議案 取締役4名選任の件
福永節也、榊沢徹、小林正憲、日下成人を取締役に選任する。
 - 第3号議案 監査役2名選任の件
長濱隆、黒澤洵吉を監査役に選任する。
 - 第4号議案 会計監査人選任の件
海南監査法人を会計監査人に選任する。
- (3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決定事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個） （注）1	可決要件	決議の結果 （賛成の割合）
第1号議案	6,810	5	0	（注）2	（注）3 可決（99.77%）
第2号議案				（注）2	（注）3
福永 節也	6,809	5	1		可決（99.75%）
榊沢 徹	6,808	6	1		可決（99.74%）
小林 正憲	6,808	6	1		可決（99.74%）
日下 成人	6,808	6	1		可決（99.74%）
第3号議案				（注）2	（注）3
長濱 隆	6,809	5	1		可決（99.75%）
黒澤 洵吉	6,809	5	1		可決（99.75%）
第4号議案	6,810	5	0	（注）2	（注）3 可決（99.77%）

（注）1．棄権数には無効を含みます。

2．各決議事項が可決されるための要件は次のとおりであります。

第1号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。

また、第2号議案、第3号議案、第4号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

3．賛成の割合の計算方法は次のとおりであります。

本株主総会に出席した株主の議決権の数（本総会前日までの事前行使分及び当日出席のすべての株主分）に対する、事前行使分及び当日出席の株主のうち、各議案の賛否に関して賛成が確認できた議決権の数の割合であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数は全て参加しており、該当事項はありません。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第45期)	自 至	平成24年4月1日 平成25年3月31日	平成25年6月27日 関東財務局に提出
四半期報告書	事業年度 (第46期第3四半期)	自 至	平成25年10月1日 平成25年12月31日	平成26年2月13日 関東財務局に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成25年6月27日

株式会社多摩川ホールディングス

取締役会 御中

K D A 監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 関 本 享 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 毛 利 優 印

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社多摩川ホールディングスの平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社多摩川ホールディングス及び連結子会社の平成25年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象には、平成25年4月26日に当社の連結子会社多摩川電子において商工組合中央金庫より80,000千円の金銭消費貸借契約を締結し、平成25年4月30日に借入を実行した旨、(株)多摩川ホールディングスが発行した新株予約権のうち、平成25年5月2日に430個及び平成25年6月10日に350個について権利行使がなされ117,000千円が払込まれた旨及び平成25年6月10日開催の取締役会決議により、(株)多摩川ホールディングスで行っている太陽光エネルギーシステム販売事業を、当社の100%子会社である(株)多摩川ソーラシステムズに移管することを決議した旨の記載がある。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社多摩川ホールディングスの平成25年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制監査報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査は、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社多摩川ホールディングスが平成25年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成25年6月27日

株式会社多摩川ホールディングス

取締役会 御中

K D A 監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 関 本 享 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 毛 利 優 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社多摩川ホールディングスの平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第45期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社多摩川ホールディングスの平成25年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象には、(株)多摩川ホールディングスが発行した新株予約権のうち、平成25年5月2日に430個及び平成25年6月10日に350個について権利行使がなされ117,000千円が払込まれた旨及び平成25年6月10日開催の取締役会決議により、(株)多摩川ホールディングスで行っている太陽光エネルギーシステム販売事業を、当社の100%子会社である(株)多摩川ソーラシステムズに移管することを決議した旨の記載がある。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成26年2月12日

株式会社多摩川ホールディングス
取締役会 御中

海南監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 秋葉 陽 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 溝口 俊一 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社多摩川ホールディングスの平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成25年10月1日から平成25年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成25年4月1日から平成25年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社多摩川ホールディングス及び連結子会社の平成25年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

その他の事項

会社の平成25年3月31日をもって終了した前連結会計年度の第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間に係る四半期連結財務諸表並びに前連結会計年度の連結財務諸表は、それぞれ、前任監査人によって四半期レビュー及び監査が実施されている。前任監査人は、当該四半期連結財務諸表に対して平成25年2月12日付けで無限定の結論を表明しており、また、当該連結財務諸表に対して平成25年6月27日付けで無限定適正意見を表明している。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。